

産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む。)の保管基準・高さ上限

事業場外で(特別管理)産業廃棄物を保管する排出事業者は、法第12条第1項の規定による「産業廃棄物処理基準」又は法第12条の2第1項の規定による「特別管理産業廃棄物処理基準」に従わなければなりません。この基準に適合しない保管を行っている場合は、行政処分を受けることがあります。

(1)周囲に囲い(保管する(特別管理)産業廃棄物の荷重が、直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。

(2)見やすい箇所に次に掲げる要件を備えた掲示板が設けられていること。

イ 縦及び横それぞれ60cm以上であること。

ロ 次に掲げる事項を表示したものであること。

(イ)(特別管理)産業廃棄物の積替え又は処分等のための保管場所である旨

(ロ)保管する(特別管理)産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)

(ハ)保管場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先

(ニ)屋外において(特別管理)産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、(特別管理)産業廃棄物を積み上げる高さのうち最高のもの(高さ制限については、(3)ロを参考にしてください。)

(ホ)(特別管理)産業廃棄物の保管上限

※積替えのための保管をするときは、1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

※処分等のための保管をするときは、保管する(特別管理)産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

※建設業に係る産業廃棄物(工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片(石綿含有産業廃棄物を除く。))又はアスファルト・コンクリートの破片であって、分別されたものに限る。)の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28(アスファルト・コンクリートの破片にあっては、70)を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

(3)保管場所から(特別管理)産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように、次に掲げる措置を講ずること。

イ (特別管理)産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝等の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

ロ (特別管理)産業廃棄物を屋外で容器に入れずに保管するとき、廃棄物が囲いに接しない場合は、囲いの下端から勾配50%以下。廃棄物が囲い(直接負荷部分のある壁)に接する場合は、囲いから内側2mまでは、囲いの高さより50cmの線以下とし、2mを超える内側は勾配50%以下とすること。(例:下図のとおり)

(4)保管場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5)石綿含有産業廃棄物又は水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

(6)特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれがないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

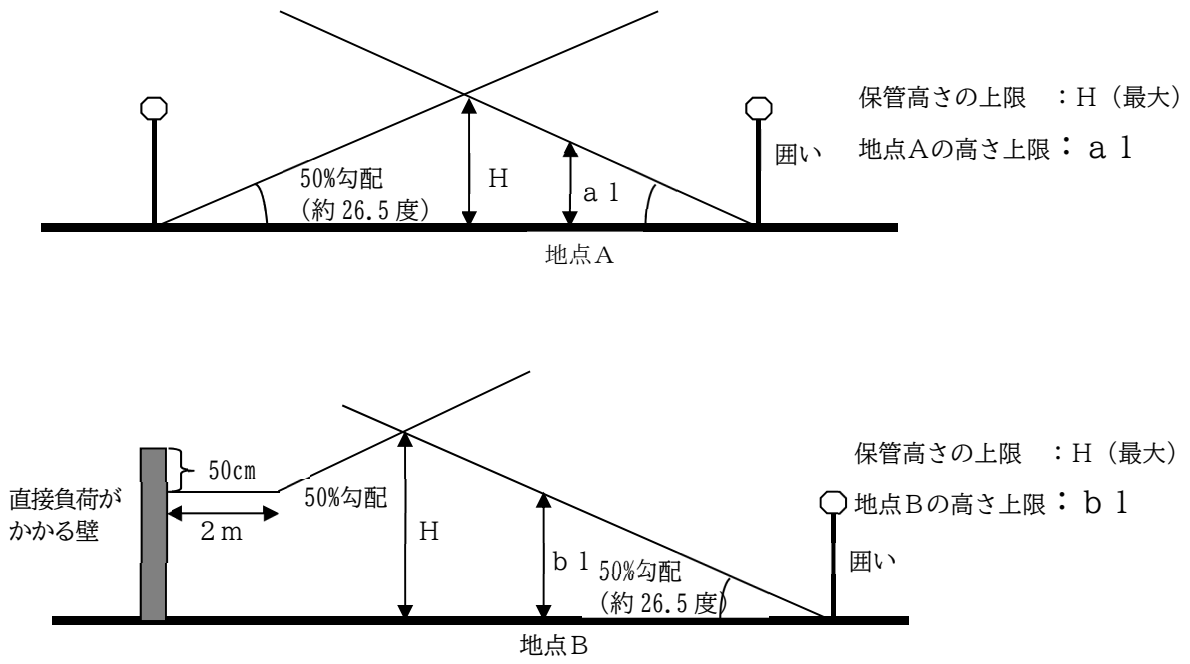


図 保管高さの基準例（屋外に容器を用いずに保管する場合）